

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(計画の認定の取消しの通知)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(必要と認める図書)</p> <p><u>第8条</u> 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）<u>、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の建築物全体又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住戸</u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(設計内容説明書)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>	<p><u>(低炭素建築物の名義変更の届出)</u></p> <p><u>第7条</u> 認定建築主が低炭素建築物を譲渡したときは、譲渡人又は譲受人は、別に定める様式による低炭素建築物の名義変更届出書を局長に提出しなければならない。</p> <p>(計画の認定の取消しの通知)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(必要と認める図書)</p> <p><u>第9条</u> 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）<u>、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分</u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(設計内容説明書)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。